

## 大阪市 委託企業に「生活保護 1人廃止で6万円」

大阪市ではケースワーカー（CW）の業務を、パソナなどの大手派遣会社に委託し、就職などで保護が廃止された場合、1人当たり6万1111円を委託料に加算し、逆に、就職率が50%未満であれば、基本委託料が減額されます。

「成果」に応じて「報酬」が上がったり下がったりする仕組みは、生活保護利用者の意に反する強引な就職支援につながりかねません。

すでに、「何でもいいから（求職活動を）」と強要したり、「求職活動をしなければ、保護が受けられなくなる」など、実質的な「指導」を行ったりした事

例も報告されています。生活保護法では民間の職員が「指導」するのは違法です。

東京都の中野区でも、65歳以上の生活保護利用者に対しCWの一部外部委託を先行的に開始し、民間職員が「あなたはお金があるようなので（コロナの）10万円の給付金は要らないのでは」と言うなど、権限を越えた行為が明らかになりました。

政府は、CWの外部委託を2年前に閣議決定し、今年中に結論を出す予定です。…大変です。阻止しましょう。

## ♡「いいケースワーカー」だと思いました

ケースワーカー（CW）をしている娘さんの話を、本会報の読者からうかがいました。

娘さんが、1人暮らしのために引越しをした日、手違いで給湯器が動かないというハプニングがありました。その時、娘さんが言いました。

「以前、『給湯器が壊れた』と訴えてきた生活保護利用者に、『電気や水道じゃないから、少し待って』と答えて、先輩から『給湯器は大事だよ』と言われ慌てたことがあった。あの時、利用者さんの気持ちわかってなかった。いまはもう担当じゃないけど、機会があったら、あの利用者さんに謝らないといけない」と。

お母さんいわく「わが娘ですが、いいCWだと思いました」。

えっふーん

## 小池氏：生活保護の「扶養照会するな」 厚労大臣：法律上の「義務ではない」

生活保護の扶養照会とは、生活保護申請者の親族に対し、生活の援助が可能かどうかを問い合わせるものです。

国会で、共産党の小池晃氏が、生活保護申請時の扶養照会をやめるよう求めました。

小池氏は、「総理は『最後のセーフティーネット』と言うが、生活保護が必要な世帯の2割しか生活保護を利用できていない。セーフティーネットの役割を果たしていない」と指摘。

さらに、生活保護の申請をためらう大きな要因が、「親

族に知られたくない」からと述べ、「扶養照会」はやめるべきだと求めました。

厚労大臣は、扶養照会件数3.8万件のうち、金銭的援助が可能と回答したのは約600件（1.6%）だと答弁。

さらに、「扶養照会は義務ではない」と明言しました。

これを受けて小池氏は「法律事項ではなく、実施要領という一通知だけのものであり、政治が決断すればやめられる」と追及しました。

※裏面に、質疑の詳細を掲載しています。



## NHK受信料「免除・減額」の申請を

### NHK受信料の免除基準

対象		適用条件
全額免除	公的扶助受給者	生活保護利用者・ハンセン病法援助利用者・中国残留邦人等法の支援給付者
	住民税非課税の障がい者	身体・知的・精神の手帳等を持っている世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
	社会福祉施設等の入所者	社会福祉法に規定する施設の入所者
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚・聴覚障がい者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障がい者手帳(1級・2級)をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	特別障がい者のうち、重度の知的障がい者と判断された方が世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳(1級)をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合

詳しくは、NHKふれあいセンター 0570-077077または、050-3786-5003へ

#### 受信料免除の申請手続き

- ①免除申請書を区役所またはNHKから受け取り記入。
- ②区役所に申請書を提出し、免除事由の証明(確認)を受ける。
- ③区役所から証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)する。
- ④NHKから「免除受理通知書」が送付される。

区役所：保護課や保健福祉課

NHKの地上波、振り込み受信料金は年額で1万4205円にもなります。

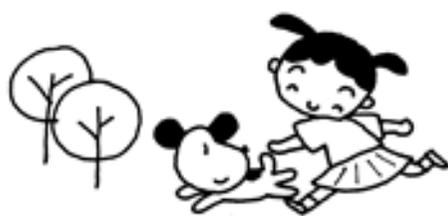
生活保護利用者や障がい者の場合、全額または半額になります。申請してはいいかがでしょうか。

小倉生健会



# 生活と健康を守る

一人はみんなのために、みんなは一人のために



### <今月の「下世話な話」>

高齢女性が集まって、「この中で“夫が残っている”のは二人だけやね」

夫が残ってない女性が、「未亡人は楽よー」

「うわあ！ うらやましい。人生一度は未亡人の生活を楽してみたいね」だと。

### お米をいただきました

小倉南区のSさんから、今年もお米を30kgいただき、会員さんに配りました。

ありがとうございました。



## 全生連「守る新聞」に小倉生健会の記事掲載

### 「桜を見る班」に決定

班名について意見交わす

福岡 小倉



小倉生活と健康を守る会の班会議で、昨年12月26日、班の名前を決めようということになりました。

「すみれ班とか、ひまわり班」とかの候補も出されましたが、お

小倉生活と健康を守る会の班名の「すみれ」はかわい過ぎるなどの意見が出た。それが「桜を見る班」に決まりました。

誰かが「桜を見る班」にしようと言った。最初は「えーっ」という声も

この班名の理由を聞かれるたびに、「あのころは、安倍首相(当時)が桜を見る会の前夜祭について、国会でうそを18回も言った。そんな時に名前を付けたと言おうじゃないか」ということになりました。コロナが収束したら「花見に行きたいね」の声も。(八記博春通信員)

上がりましたが、そのうち、「これは良い」となり、参加者8人全員が賛成し、「会を削り」、「桜を見る班」に決まりました。

## 参議院予算委員会 日本共産党小池晃書記局長 生活保護の「扶養照会」をなくせ

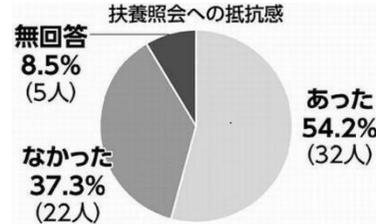
### 厚労大臣:義務ではないが優先

●小池晃 総理は昨日、最後は生活保護があると言いました。最後のセーフティーネットとしての役割をしかし果たしていないんじゃないですか。捕捉率、生活保護を必要とする人の二割しか利用できていない。

年末年始、私は都内各地で生活に困窮している方の相談会に参加をしました。そこでは、生活保護を利用した方がいいんじゃないかなと思われるような方が利用したくないと言われる方が本当に多かったです。

困窮者の支援をしているつくろい東京ファンドのアンケートでは、生活保護を利用しないと答えた方の三人に一人が家族に知られたくないからだと答えています。

厚労省、扶養照会ですよね。扶養照会とは何ですか。やめるべきじゃありませんか。



▼厚労大臣 扶養は義務ではありませんが、優先はする。家族関係が壊れているような方、こういう方に扶養照会をすることはございません。

照会したことによって自立が阻害される、こういう方々にも照会しないということにいたしております。親族関係が壊れないように配慮をしながら対応してまいりたいと思っております。

### ■小池「三親等まで扶養義務は日本け」

●小池晃 日本は民法上、三親等まで扶養義務の対象としていますが、そんな国は日本しかない。

生活に困窮していることが、自分の子どもや兄弟に知られたくないとみんな思うんじゃないですか。祖父や孫、ひ孫まで問合せが行くか

もしれない、そう思えば申請をためらう人も出てくると思うんですね。

大臣、そういうことがあっても仕方がないというんですか。ためらっても仕方がないというんですか。

金銭的援助に結び付いた件数はどれだけあるのか、調査結果を示してください。

▼厚労大臣 平成二十九年度金銭的な援助が可能と回答した件数は三・八万件中、六百件です。

●小池晃 これ、大変な手間なんです。戸籍に当たり、住所を調べて、手紙を送って、問い合わせる。その結果、金銭的援助に結び付いたのは1%程度しかない。私は、こういうことこそ前例踏襲ではなくて、効率化すべきではないかと思えますよ。

厚労省は年末にこういうホームページを出しました。「生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」、「生活保護の申請は国民の権利です」。

ためらわずに申請してくださいと言うのであれば申請をためらわせるようなことはやめるべきだと、見直すべきだと私は思うんですよ。確認しますが、生活保護法に扶養照会をしなければならぬと書いてありますか。

### ■大臣「扶養照会は義務ではありません」

▼厚労大臣 扶養は保護に優先するということではありますが扶養照会が義務ではございません。

●小池晃 だったらやめましょうよ。法律に扶養照会って書いてないんですよ。義務じゃないんですよ。実施要領という一通りだけなんです。これ。大臣が決断すればできる。

それを阻んでいる、ためらわせているものについて、こういうときに見直す必要はあるん

## 生活保護の「扶養優先」の範囲

項目	続柄	ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス	日本
1親等	配偶者	○	○	○	○	○
	子(未成年)	○	○	○	○	○
	子(成人)	○				○
	親	○				○
2親等	兄弟姉妹					○
	祖父母・孫					○
3親等	曾祖父母・曾孫					○
	おじ・おば・甥・姪					△

△は、家裁が認めた場合

じゃないですか。総理、そういう決断をしていただきたい。

◆内閣総理大臣 所管大臣に当然これ委ねるわけですから、その方の中で対応されるものだと思います。

●小池晃 三分の一が扶養照会があるから申請したくないと言っているんですよ。だったら、そこを見直すのは、これは法律で決まっている義務じゃないんだからできるでしょうと。その決断するのが政治家じゃないですか。

▼厚労大臣 家族関係が壊れているような、そもそももう扶養の対象にならない方々に扶養照会して余計関係がこじれる。

この方ならば扶養する可能性があるなどという方々に対して扶養照会を丁寧に自治体の現場でやっていただく。

これからもそこに阻害要因がないように、我々としては現場の方に対していろいろとお願いしてまいりたいというふうに思っております。

●小池晃 阻害要因になっているんじゃないですかと言っているんですよ。

▼厚労大臣 知られたらもう困るというような、言うなれば人間関係が壊れているようなところの場合は、それはもうそういう照会を掛けないと。やはりもうそういう信頼関係といいますか、家族関係壊れているわけですから、そこにわざわざ掛けることもないわけですから、そういう意味で、我々はしっかりとこれを現場に運用いただくということで

お願いをいたしておるわけです。

●小池晃 そういったことを知られたくないという気持ち、分かりませんか。

### ■大臣「言わないでほしい人・知られたくない人には扶養照会はしない」

▼厚労大臣 あの人には言わないでほしい、あの人はもうずっと会っていないし知られたくないというような場合には、これは家族関係が壊れているわけでありますから、そういう方に関しては扶養照会はしないということであります。

家族間、親族間が壊れているわけですから、二十年以上というのは一つの基準でありますけど、そういう場合には扶養照会はいたさないということであります。

●小池晃 二十年というような基準じゃないと思えますよ、私。

障害を取り除くと言うのが最低限の政治家の責任ではないかというふうに思います。

このくらいのこともできないんですかね、情けないですよ。コロナで大変なときに、「最後は生活保護だ」とまで言って、その見直しもやらないんですか、総理。

それこそ政治家として今一言、言うべきじゃないですか。

最後、もう一回聞きます。やっぱりそういう見直しもきちんと検討するとお答えください。どうですか。

◆内閣総理大臣 それについて私からは申し上げることは控えたいと思えます。

●小池晃 縦割りを打破するんじゃないんですか。既得権益打破するんじゃないんですか。厚労省が言ったらやらないんですか。何のための総理大臣ですか。

このコロナの危機に国民を救うんだと、最後は生活保護だと、そう言いながら、余りにも冷たい。冷た過ぎますよ。

こんな政権では国民の命は守れないということをおし上げておきます。

